

法定相続分の詳細【相続人が配偶者+子（直系卑属）の場合】

【前提事項】

まず法定相続人が誰であるのかわかる必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。
詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

相続人が配偶者+子（直系卑属：「子（実子〔非嫡出子、嫡出子〕、養子）→「孫」→「ひ孫」…）の場合の法定相続分は

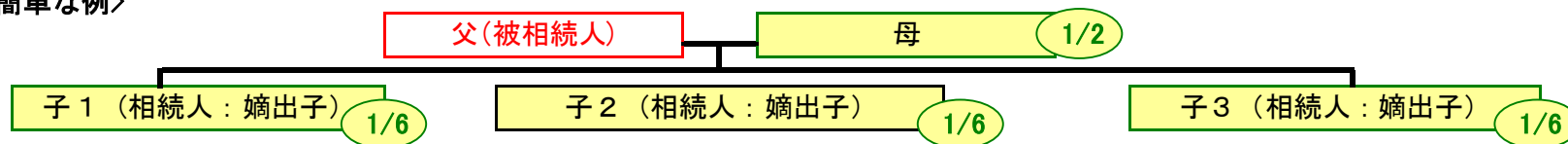
・「配偶者」が $1/2$ 、子が $1/2$ となります。

※但し、子が複数いる場合は、子の持分である $1/2$ を均等割りとなります。

※また、非嫡出子の場合は嫡出子の半分となります。

※更に、子が先に亡くなっている場合にその子に子供（孫）がいる場合には、その子の取り分を孫が取得（孫が複数いれば孫間で均等）。

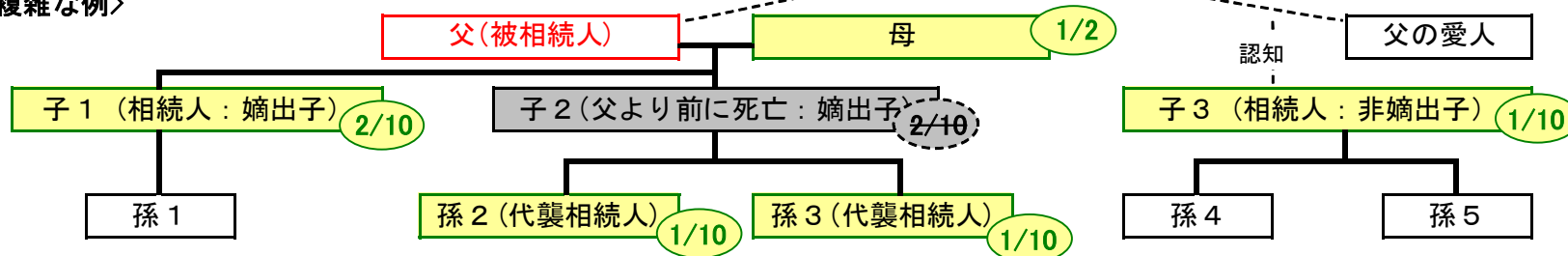
<簡単な例>



[解説]

- ・ 配偶者である母は、 $1/2$ となる。
- ・ 子が複数いる為、 $1/2$ を均等割りとなり $1/6$ ($1/2 \times 1/3$) ずつとなる。

<複雑な例>



[解説]

- ・ 配偶者である母は、 $1/2$ となる。
- ・ 子は、嫡出子2名+非嫡出子が1名であるので、 $1/2$ を2 : 2 : 1の割合で分ける事になる。その為、子1と子2は、 $2/10$ 、子3は、 $1/10$ となる。
- ・ 更に子2は父より先に亡くなっている為、孫2と孫3が子2に代わって相続する（代襲相続）。孫2と孫3は、子2を均等割りとなり、 $1/10$ ずつとなる。